

## 第23回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 議事次第

日時：2021年（令和3年）7月30日（金）16:45～  
場所：福山市役所6階 第3応接室

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

- (1) 国・県の状況について
- (2) 本市の感染状況について
- (3) 広島県の感染防止対策について

#### 3 協議事項

- (1) 市長メッセージについて
- (2) その他

#### 4 閉 会

## 2 報告事項

### (1) 国・県の状況について

#### ■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2月1日施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～7/8 第70回）
- 2月16日 第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請（3月10日 継続要請）
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行  
（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回）
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 7月3日 新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
- 7月6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会  
（～2/25 第25回（令和2年度）、～6/16 第4回（令和3年度））
- 11月1日 国際的な人の往來の再開
- 12月8日 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定
- 1月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（2回目）  
対象期間：1月8日から2月7日まで  
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 1月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（7府県を追加）  
対象区域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、  
京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
- 2月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更（栃木県を解除）  
対象期間：1月8日から3月7日まで  
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、  
大阪府、兵庫県、福岡県
- 2月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（6府県を解除）  
対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 3月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長  
対象期間：1月8日から3月21日まで
- 3月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 4月1日 まん延防止等重点措置  
対象期間：4月5日から5月5日まで 対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
- 4月9日 まん延防止等重点措置  
対象期間：4月12日から5月5日まで 対象区域：京都府、沖縄県
- 4月9日 まん延防止等重点措置  
対象期間：4月12日から5月11日まで 対象区域：東京都
- 4月16日 まん延防止等重点措置  
対象期間：4月20日から5月11日まで 対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
- 4月23日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（3回目）  
対象期間：4月25日から5月11日まで 対象区域：東京都、大阪府、兵庫県、京都府  
まん延防止等重点措置  
対象区域：延長（～5/11）宮城県、沖縄県  
追加（4/25～5/11）愛媛県
- 5月7日 まん延防止等重点措置  
対象区域：延長（～5/31） 沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県  
追加（5/9～31） 北海道、岐阜県、三重県
- 5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加）  
対象区域：延長（～5/31） 東京都、大阪府、兵庫県、京都府  
追加（5/12～31） 愛知県、福岡県
- 5月14日 まん延防止等重点措置  
対象区域：追加（5/16～6/13）群馬県、石川県、熊本県  
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加）  
対象区域：追加（5/16～31）北海道、岡山県、広島県
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加）  
対象区域：追加（5/23～6/20）沖縄県
- 5月28日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長  
対象区域：延長（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、  
岡山県、広島県、福岡県
- まん延防止等重点措置  
対象区域：延長（～6/20）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県
- 6月17日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更  
対象区域：延長（～7/11）沖縄県  
解除（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、  
岡山県、広島県、福岡県
- まん延防止等重点措置  
対象区域：延長（～7/11） 埼玉県、千葉県、神奈川県  
追加（6/21～7/11）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
- 7月8日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加）  
対象区域：延長（～8/22）沖縄県  
追加（～8/22）東京都
- まん延防止等重点措置  
対象区域：延長（～8/22）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
- 7月30日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更予定（追加）  
対象区域：延長（～8/31）沖縄県、東京都  
追加（8/2～8/31）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
- まん延防止等重点措置  
対象区域：追加（8/2～8/31）北海道、石川、京都、兵庫、福岡

## ■ 県の対応状況

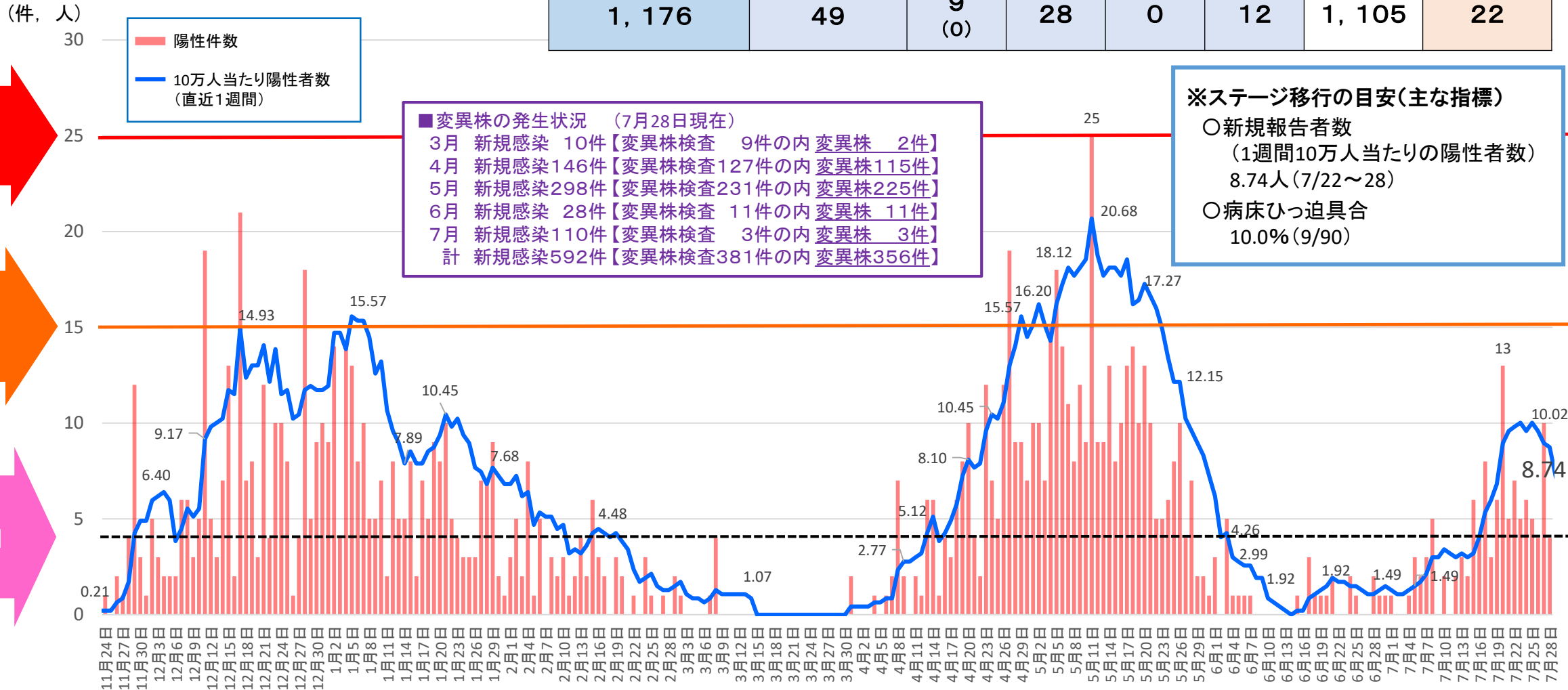
- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～7/30 第41回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月 6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認（7月29日現在 計12,022例の感染を確認）
- 3月26日 特措法に基づく県対策本部の設置
- 4月13日 広島県感染拡大警戒宣言
- 4月14日 県立学校の臨時休業を決定（期間：4月16日から5月6日まで）
- 4月18日 広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5月6日まで）
- 4月27日 県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5月31日まで）
- 5月 5日 広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5月31日まで）
- 5月11日 広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
- 5月15日 広島県の対処方針制定（最終改正：7月8日）
- 11月13日 「早期の医療受診」の勧奨、「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信
- 12月11日 「新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：12月12日から1月3日まで）
- 12月25日 「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等を決定（実施期間：1月17日まで）
- 1月14日 「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：1月8日から2月7日まで）
- 2月4日 「第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：2月8日から2月21日まで）
- 4月19日 警戒レベルステージ2へ引き上げ
- 5月7日 警戒レベルステージ3へ引き上げ
- 5月14日 「新型コロナ感染防止集中対策」決定（実施期間：5月8日から6月1日まで）
- 5月15日 警戒レベルステージ4へ引き上げ
- 5月15日 「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定  
（集中対策期間：5月8日～6月1日 緊急事態措置実施期間：5月16日～31日）
- 5月28日 「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策の延長 決定  
（集中対策期間：5月8日～6月20日 緊急事態措置実施期間：5月16日～6月20日）
- 6月17日 「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定  
（集中対策期間：6月21日～7月11日）
- 7月8日 感染拡大防止集中対策 終了の決定（7月11日まで）、対処方針の改正
- 7月30日 新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定  
集中対策重点区域：広島市、三原市、廿日市市  
（早期集中対策期間：7月31日～9月12日）

# 本市の感染状況について

2021年（令和3年）7月28日現在

## ① 感染状況の推移

陽性者 (延人数)	現在患者数	入院				退院等	死亡
		(内重症)	宿泊療養	施設療養	その他		
1,176	49	9 (0)	28	0	12	1,105	22



※警戒基準値…行動制限が必要となるステージⅢに至らないよう早期の対策を講じるための「めやす」（広島県独自）

※ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

※ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階